

⚠ 支援金の支給要件をご確認ください



第2子以降の満3歳未満のお子さんを保育所等を利用せず家庭で育児する世帯へ



盛岡市子育て応援



在宅育児支援金のご案内



支給を受けるには申請が必要です。下記の支給要件を御確認ください。

※1月でも支給要件に該当する月があれば、御申請ください。

次の1、2すべての支給要件に☑当てはまりますか。(令和7年4月1日以降)

1 支給対象児童 (令和7年4月～令和8年3月までの各月1日時点での状況)

- 保育所等(※1)を利用していないこと。
- 高校卒業までの児童のうち第2子以降で、生後8週間を超え、3歳未満であること。
- 盛岡市に住民登録していること。

※1保育所等とは・・・

保育所、認定こども園、地域型保育施設(家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業)、認可外保育施設、常態的な一時預かり保育事業(週4日以上)、幼稚園のプレスクール(週4日以上)

(注) 保育所等の施設について御不明な点がございましたら、下記の担当課まで御連絡下さい。

2 支給対象者 (令和7年4月～令和8年3月までの各月1日時点での状況)

- 育児休業給付金(手当金)を受給(予定含む)していないこと(配偶者を含む)。
- 児童と同じ住所であり、児童手当の受給者であること。
 - ・児童と同居していない場合は、同居している養育者が申請者の対象となります。
 - ・児童手当を受給していない場合は、生計中心者(主に家計を支える保護者)であること。
- 生活保護法による保護を受けていないこと。
- 暴力団関係者や公序良俗に反する者でないこと(配偶者を含む)。



すべての要件に当てはまる場合

支給額: 児童1人当たり月額1万円 (令和7年4月～令和8年3月までの支給要件に該当する月)

- ・この在宅育児支援金の支給を受けるには申請が必要です。
- ・下記の担当課に申請書類を提出してください(郵送可)。

御不明な点がございましたら、下記の担当課まで御連絡ください。

【問い合わせ・申請書類提出先】 受付時間: 平日8:30～17:30

〒020-0884 盛岡市神明町3番29号 盛岡市保健所4階
盛岡市役所 子ども青少年課 電話: 019-613-8354

盛岡市公式HP



3 支給額及び基準日

支給対象児童 1人あたり月額 1万円（支給要件に該当する月分のみ）
基準日：各月 1日時点での状況で、その月の支給要件を判定

4 支給期間

令和7年4月～令和8年3月までの12か月間

- ・支給期間内で支給要件に該当する月分の支援金が支給されます。
- ・支給期間内であっても支給要件に該当しなくなった場合には、該当する月分までの支給となります。

【例】支給対象児童が、9月1日生まれで満3歳に到達した場合は、9月1日時点で支給要件に非該当となるため、その前月の8月分までの支給になります。

5 支給月

令和7年 8月支給（4月～7月分） **7月31日申請分まで**
令和7年12月支給（8月～11月分） **12月 1日申請分まで**
令和8年 4月支給（12月～3月分） **3月10日申請分まで**

○最終申請期限：令和8年3月10日(火)

申請書に必要事項を記入して、必要書類とともに子ども青少年課の窓口を持参、または郵送でご提出ください。（窓口受付は平日のみ）

- ・それぞれ前月分までの4か月分を支給します。
- ・各支給月を過ぎて申請した場合でも、支給要件に該当する月分について遡及して支給します。ただし、**最終の申請期限は令和8年3月10日(必着)**となりますのでご注意ください。
- ・なお、令和6年度以前の支援金につきましては、遡及して支給は致しません。



申請に必要な書類

- ① 盛岡市子育て応援在宅育児支援金支給認定申請書（様式1）
- ② 育児休業給付金（手当金）受給申請状況証明書（様式2）
※勤務先から証明してもらう書類です。
※**育児休業給付金を受給していない場合でも提出が必要です。**
※配偶者も勤務している場合は、配偶者の分も必要です。
- ③ 審査・支払等にかかる同意書（様式3）
- ④ 申請者名義の受取口座を確認できるものの写し
※申請者名義の通帳、キャッシュカードなど

申請者と児童の関係が盛岡市の住民基本台帳で確認できない場合

※戸籍謄本などの提出をお願いする場合があります。

【ご注意ください】

支給決定後も引き続き支給要件を満たすかどうか、市が定期的に確認します。
支給要件に該当しなくなった場合は、支給決定を取り消します。

支援金
対象の方

① 支援金の申請手続き

申請内容を確認して、支援金の支給要件に該当する方
に対して指定口座に振り込みます

盛岡市
子ども青少年課
(保健所4階)

② 年3回（8月・12月・4月）指定口座へ振込



“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

盛岡市（の職員）などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、盛岡市子ども青少年課（019-613-8354）や最寄りの警察署、または警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。